

2026年 7月31日

契 約 者 各 位

萩山口信用金庫

「夜間金庫規定」の改定につきまして

平素は、萩山口信用金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

さて、この度、下記のとおり「夜間金庫規定」を改定いたします。

なお、改定後の規定は、従来よりお取引をいただいているお客さまに対しても適用されますので、あらかじめご了承ください。

ご不明な点がございましたら、当金庫の窓口または下記の連絡先にお問い合わせください。

記

<改定する規定> 「夜間金庫規定」

<改定日> 2026年9月1日

<改定内容> 夜間金庫に投入された入金袋内の現金・証券類の金額と入金伝票に記載された金額が相違している場合、

- ① 伝票記載金額により入金処理する場合で、過剰金の場合「夜間金庫過剰金引渡書」の発行はいたしません。よって、お客さまからの「夜間金庫過剰金受領書」の提出は不要といたします。また、不足金の場合「夜間金庫不足金受領書」の発行もいたしません。
- ② お客さまと連絡が取れない等で営業時間内に不足金が解消できない場合や現金等在高で入金処理を希望される場合、入金処理後の「違算金のお知らせ」の発行はいたしません。

以上

《本件に関するお問い合わせ》

萩山口信用金庫 総務課

TEL：083-922-2700 受付時間：平日9：00～17：00

夜間金庫規定・夜間金庫規定（臨時契約用） 新旧対照表（R 8. 9. 1）

改正後	改正前	備 考
<u>2026年 9月 1日現在</u> 第4条（預金への受入処理） (1) この夜間金庫に投入された入金袋内の現金・証券類は、次の窓口営業時間開始後、当金庫所定の手続により確認のうえ指定の預金口座に受入処理するので、遅滞なく受入金額を確認するものとします。 (2) 前項の取扱いにあたり、入金伝票に記載された金額が当金庫で確認した現金・証券類の金額と相違している場合には、使用者に確認のうえ受入処理するものとします。 (3) 前項により、受入処理日の営業時間内に使用者の確認が取れない場合には、当金庫で確認した現金・証券類の在 High により受入処理するものとします。	<u>平成27年11月 2日現在</u> 第4条（預金への受入処理） (1) この夜間金庫に投入された入金袋内の現金・証券類は、次の窓口営業時間開始後、当金庫所定の手続により確認のうえ指定の預金口座に受入処理するので、遅滞なく受入金額を確認するものとします。 (2) 前項の取扱いにあたり、入金伝票に記載された金額が当金庫で確認した現金・証券類の金額と相違している場合には、使用者に確認のうえ受入処理するものとします。 (3) 前項により、受入処理日の営業時間内に使用者の確認が取れない場合には、当金庫で確認した現金・証券類の在 High により受入処理し、当金庫は、使用者に対し て「違算金のお知らせ」を交付するものとします。	※「夜間金庫取扱要領」改正により「違算金のお知らせ」を発行しないため。

夜 間 金 庫 規 定

2026年 9月 1日現在

第1条（利用目的）

この夜間金庫は、当店における本人名義の当座勘定、普通預金、その他の預金へ入金するために窓口営業時間外に利用できるものとします。

第2条（利用方法）

- (1) この夜間金庫を利用するときは、現金のほか預金に受入れることのできる証券類（以下「証券類」という。）を当金庫所定の夜間金庫専用入金伝票（以下「入金伝票」という。）とともに当金庫所定の入金袋（以下「入金袋」という。）に入れ、その入金袋を施錠のうえ夜間金庫に投入するものとします。なお、入金伝票には、氏名、口座番号、入金額、その他必要事項を記入するものとします。
- (2) 入金袋を投入したのちは、夜間金庫の扉が閉じたことを確認のうえ、利用記録票を受け取るものとします。

第3条（使用料等）

- (1) 当金庫所定の夜間金庫使用料（以下、「使用料」という。）を1ヶ月分前払いするものとし、毎月1日（休日の場合は翌営業日）に使用者が指定した預金口座から、預金通帳、払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当するものとします。
- (2) 当金庫所定の夜間金庫専用入金帳（以下、「入金帳」という。）代を支払うものとし、入金帳を交付の都度、使用者が指定した口座から、預金通帳、払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ入金帳代に充当するものとします。
- (3) 使用料および入金帳代は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料および入金帳代は、変更日の翌月から適用するものとします。

第4条（預金への受入処理）

- (1) この夜間金庫に投入された入金袋内の現金・証券類は、次の窓口営業時間開始後、当金庫所定の手続により確認のうえ指定の預金口座に受入処理するので、遅滞なく受入金額を確認するものとします。
- (2) 前項の取扱いにあたり、入金伝票に記載された金額が当金庫で確認した現金・証券類の金額と相違している場合には、使用者に確認のうえ受入処理するものとします。
- (3) 前項により、受入処理日の営業時間内に使用者の確認が取れない場合には、当金庫で確認した現金・証券類の在高により受入処理するものとします。

第5条（入金袋等の返却）

入金袋は当金庫の受入手続終了後に返却するので、窓口営業時間中に来店し受け取るものとします。

第6条（鍵の保管等）

- (1) 投入口鍵は使用者が保管し、その鍵を使用して夜間金庫扉の開閉を行うものとします。
- (2) 入金袋の鍵正副2個のうち、正鍵は使用者が、副鍵は当金庫が保管し、入金袋の開閉に使用するものとします。

第7条（鍵、入金袋の喪失、破損）

投入口鍵、入金袋および入金袋正鍵を失ったとき、または破損したときは、直ちに書面により当店に届出るものとします。なお、この場合、修理費、再製費または錠前等の取替に要する費用は、使用者が実費を負担するものとします。

第8条（損害の負担等）

この夜間金庫の利用にあたり、災害・事変その他の不可抗力による損害、投入口扉の不完全な閉扉、入金袋の不完全な施錠、その他当金庫の責めによらない事由により生じた損害については、当金庫は責任を負わないものとします。また、夜間金庫について第1条に定める目的によらない利用が行われ損害が生じても、当金庫は責任を負わないものとします。

第9条（反社会的勢力との取引拒絶）

この夜間金庫は、第10条第3項各号のいずれにも該当しないときに使用することができ、第10条第3項各号の一にでも該当するときには、当金庫はこの夜間金庫の使用を断ることができるものとします。

第10条（解約等）

(1) この契約は、使用者または当金庫の都合によりいつでも一時中止あるいは解約することができるものとします。

この場合、投入口鍵、入金袋および入金袋正鍵は直ちに当店に返却するものとします。なお、投入口鍵、入金袋および入金袋正鍵を失った場合に解約するときは、このほか第7条に準じて取扱うものとします。

(2) 次の各号の一にでも該当するときは、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえで解約に応じるものとします。

① 使用者が使用料および入金帳代を支払わないとき

② 使用者が存在しないことが明らかとなったとき

③ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき

(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、使用者との取引を継続することが不適切であるときには、当金庫はこの夜間金庫の利用を停止し、または使用者に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえで解約に応じるものとします。

なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

① 使用者が夜間金庫の使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき

② 使用者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③ 使用者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

E. その他 A から D に準ずる行為

(4) 当金庫が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第11条（譲渡・転貸等の禁止）

この夜間金庫の利用権は譲渡・転貸または質入れすることができないものとします。なお、投入口鍵、入金袋および入金袋正鍵についても同様とします。

第12条（規定の準用）

この夜間金庫規定に定めのない事項については、当金庫当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取扱うものとします。

夜 間 金 庫 規 定（臨時契約用）

2026年 9月 1日現在

第1条（利用目的）

この夜間金庫は、当店における本人名義の当座勘定、普通預金、その他の預金へ入金するために窓口営業時間外に利用できるものとします。

第2条（利用方法）

- (1) この夜間金庫を利用するときは、現金のほか預金に受入れることのできる証券類（以下「証券類」という。）を当金庫所定の入金伝票とともに当金庫所定の入金袋（以下「入金袋」という。）に入れ、その入金袋を施錠のうえ夜間金庫に投入するものとします。なお、入金伝票には、氏名、口座番号、入金額、その他必要事項を記入するものとします。
- (2) 入金袋を投入したのちは、夜間金庫の扉が閉じたことを確認のうえ、利用記録票を受け取るものとします。

第3条（臨時利用料金）

契約時に当金庫所定の利用料金を前払いするものとします。

第4条（預金への受入処理）

- (1) この夜間金庫に投入された入金袋内の現金・証券類は、次の窓口営業時間開始後、当金庫所定の手続により確認のうえ指定の預金口座に受入処理するので、遅滞なく受入金額を確認するものとします。
- (2) 前項の取扱いにあたり、入金伝票に記載された金額が当金庫で確認した現金・証券類の金額と相違している場合には、使用者に確認のうえ受入処理するものとします。
- (3) 前項により、受入処理日の営業時間内に使用者の確認が取れない場合には、当金庫で確認した現金・証券類の在高により受入処理するものとします。

第5条（入金袋等の返却）

入金袋は当金庫の受入手続終了後に返却するので、窓口営業時間中に来店し受け取るものとします。

第6条（鍵の保管等）

- (1) 投入口鍵は使用者が保管し、その鍵を使用して夜間金庫扉の開閉を行うものとします。
- (2) 入金袋の鍵正副2個のうち、正鍵は使用者が、副鍵は当金庫が保管し、入金袋の開閉に使用するものとします。

第7条（鍵、入金袋の喪失、破損）

投入口鍵、入金袋および入金袋正鍵を失ったとき、または破損したときは、直ちに書面により当店に届出るものとします。なお、この場合、修理費、再製費または錠前等の取替に要する費用は、使用者が実費を負担するものとします。

第8条（損害の負担等）

この夜間金庫の利用にあたり、災害・事変その他の不可抗力による損害、投入口扉の不完全な閉扉、入金袋の不完全な施錠、その他当金庫の責めによらない事由により生じた損害については、当金庫は責任を負わないものとします。また、夜間金庫について第1条に定める目的によらない利用が行われ損害が生じても、当金庫は責任を負わないものとします。

第9条（反社会的勢力との取引拒絶）

この夜間金庫は、第10条第3項各号のいずれにも該当しないときに使用することができ、第10条第3項各号の一にでも該当するときには、当金庫はこの夜間金庫の使用を断ることができるものとします。

第10条（解約等）

- (1) この契約は、契約期間満了後は当然解約されたものとして取扱うほか、契約期間内であっても使用者または当金庫の都合によりいつでも一時中止あるいは解約することができるものとします。

この場合、投入鍵、入金袋および入金袋正鍵は直ちに当店に返却するものとします。なお、投入鍵、入金袋および入金袋正鍵を失った場合に解約するときは、このほか第7条に準じて取扱うものとします。

- (2) 次の各号の一にでも該当するときは、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえで解約に応じるものとします。

①使用者が存在しないことが明らかとなったとき

②店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき

- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、使用者との取引を継続することが不適切であるときには、当金庫はこの夜間金庫の利用を停止し、または使用者に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえで解約に応じるものとします。

なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

①使用者が夜間金庫の使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき

②使用者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③使用者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

E. その他 A から D に準ずる行為

- (4) 当金庫が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第11条（譲渡・転貸等の禁止）

この夜間金庫の利用権は譲渡・転貸または質入れすることができないものとします。なお、投入鍵、入金袋および入金袋正鍵についても同様とします。

第12条（規定の準用）

この夜間金庫規定に定めのない事項については、当金庫の当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取扱うものとします。